

## 鳥取県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこデイサービスなでしこ	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	通所介護	平成24年1月30日
〃	〃	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ指定訪問介護事業所	〃	訪問介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこデイサービスなでしこ	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	介護予防通所介護	平成24年1月30日
〃	〃	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ指定訪問介護事業所	〃	介護予防訪問介護	〃

### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央八橋福祉センターなでしこ居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字八橋1391-1	平成24年1月30日